

# 騒音・振動規制の概要

---

騒音規制法

広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）

振動規制法

令和6年5月

広島県環境県民局環境保全課

# 目 次

		頁
<b>法・条例概要</b>	1-1 環境基本法の概要	1
	1-2 騒音規制法・振動規制法の概要	2
	1-3 広島県生活環境の保全等に関する条例の概要	3
	1-4 騒音規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）の 目的及び定義	4
	1-5 振動規制法の目的及び定義	5
	1-6 騒音・振動事務の実施主体	5
	1-7 騒音規制法の体系図	6
	1-8 広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）の体系図	7
	1-9 振動規制法の体系図	8
<b>県内規制区域 基準等概要</b>	2-1 県内の騒音環境基準地域類型・基準値、特定工場等の規制区域・規制基準及び 要請限度の区域区分との関係（概要）	9
<b>届出を要する 指定地域</b>	3-1 騒音・振動指定地域	11
<b>届出を要する 特定施設等</b>	4-1 騒音・振動特定施設の解説	12
	4-2 騒音・振動特定建設作業の解説	15
<b>届出手続き</b>	5-1 騒音規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出	17
	5-2 振動規制法に基づく届出	18
	5-3 届出書記載例	
	(1) 特定施設設置届出書記載例	19
(2) 特定建設作業実施届出書記載例	22	
<b>規制基準</b>	6-1 騒音の規制基準	
	(1) 特定工場等における騒音の規制基準	23
	(2) 特定建設作業騒音の規制基準	24
	6-2 振動の規制基準	
	(1) 特定工場等における振動の規制基準	25
	(2) 特定建設作業振動の規制基準	25
	6-3 音響機器音・学校等周辺・深夜騒音・拡声放送・風俗営業等の規制	
(1) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく音響機器音等の規制の内容	27	
(2) 音響機器音の規制基準	28	
参考 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく騒音・振動の規制	29	
参考 2 拡声機による暴騒音の規制に関する条例に基づく騒音の規制	30	
<b>要請限度</b>	7-1 自動車騒音の要請限度	31
	7-2 道路交通振動の要請限度	32
<b>環境基準 (国告示)</b>	8-1 騒音に係る環境基準について	33
	8-2 航空機騒音に係る環境基準について	35
	8-3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について	36
<b>参 考</b>	9-1 騒音の大きさの例	37
	9-2 振動の影響例	37
<b>届出窓口</b>	10 騒音・振動規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）に 基づく届出窓口一覧	38

## 1-1 環境基本法の概要

### (1) 環境への負荷・公害 (第2条)

- 「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 「公害」とは、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

環境への負荷には、汚染物質等の排出、動植物等の損傷、自然景観の変更等があり、人の活動による環境への影響を対象としている。発生する騒音・振動も環境への負荷の一つである。

環境への負荷が被害を招くレベルに悪化すると、環境保全上の支障の原因となり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを公害という。

### (2) 環境基準 (第16条)

- 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）を定める。
- 環境基準に2以上の類型を設け、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定する場合には、2以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるものは政府が、それ以外の地域又は水域にあつてはその地域又は水域が属する都道府県の知事及び市長が、それぞれ行うものとする。
- 政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準が確保されるよう努めなければならない。

環境基準は、行政上の目標としての基準であり、環境保全上の支障を防止するための規制（第21条）等、個別の公害対策の実施に当たり、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つのかという目標を定めたものである。

知事及び市長が行う騒音に係る環境基準の類型指定は、自動車交通騒音に係るもの以外、自治事務である。

騒音に係る環境基準は、日常生活における睡眠妨害、会話妨害、作業能率の低下、不快感をきたさないことを基本とし、地域別・時間帯別に基準値が設定されている。

### (3) 環境保全上の支障を防止するための規制 (第21条)

- 国は、環境保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。  
「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置」

環境保全上の支障を防止するため（公害を防止するため）、排出等に関する規制について定めたものであり、騒音・振動の発生等の規制対象行為を例示している。

事業者等の遵守すべき基準は、騒音規制法第4条の規制基準、振動規制法第4条の規制基準のように、これを超える行為を禁止する規制手法である。

## 1-2 騒音規制法・振動規制法の概要

### (1) 目的

騒音規制法（振動規制法）は、工場・事業場における事業活動、建設工事及び自動車の運行に伴って発生する騒音（振動）を規制の対象とし、生活環境を保全して国民の健康を保護することを目的としている。

### (2) 規制の概要

#### ア 地域の指定

騒音（振動）の規制は、すべての地域において行うのではなく、生活環境を保全する観点から、住居が集合している地域、病院又は学校周辺その他住民の生活環境を保全する必要がある地域について行われる。

地域の指定は、県及び市が都市計画法に定める用途地域の種類別に従い、併せて地域の実情に応じて「字指定」等を行っている。

[指定の状況]

(令和2年12月16日現在)

法律	指定市町数	内 訳
騒音規制法	21	14市7町
振動規制法	19	13市6町

#### イ 特定工場等に関する規制

指定地域内における工場・事業場のうち、著しい騒音（振動）を発生する施設（特定施設）を設置している特定工場等を規制しており、地域別・時間帯別に、特定工場等の敷地の境界線における騒音（振動）の大きさの許容限度（規制基準）を定めている。

特定工場等を設置しようとする者は、市町長に届出の義務があり、規制基準を遵守する義務がある。

市町長は、特定工場等において発生する騒音（振動）が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、改善勧告・改善命令を行うことができる。

#### ウ 特定建設作業に関する規制

指定地域内における建設作業のうち、著しい騒音（振動）を発生する施設を使用する特定建設作業を規制している。

建設作業騒音（振動）は、防止対策が困難なこと、工事自体が一時的であることなどの特殊性から、夜間作業や日曜・休日における作業の制限といった面にも配慮されている。

特定建設作業を実施しようとする者（元請業者）は、市町長に届出の義務があり、規制基準を遵守する義務がある。

市町長は、特定建設作業において発生する騒音（振動）が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、改善勧告・改善命令を行うことができる。

## エ 自動車騒音に係る許容限度等

### ○許容限度の設定

国において、自動車から発生する騒音の許容限度（単体規制）を車種別に定めており、順次規制強化されている。

### ○測定に基づく要請及び意見

市町長は、測定の結果、指定地域内における自動車騒音が限度（要請限度）を超えていることにより、道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する。また、道路構造の改善等について、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べるができる。

国は要請限度を定め、県及び市は要請限度を適用する区域を定めている。

### ○常時監視

県及び市は、自動車騒音の状況を常時監視し、国への報告及び公表を行う。

国は環境基準を定め、県及び市は環境基準を当てはめる地域を定めている。

## オ 道路交通振動に係る要請

市町長は、測定の結果、指定地域内における道路交通振動が限度（要請限度）を超えていることにより、道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者に対し、防止のための措置を要請し、又は、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する。

## 1-3 広島県生活環境の保全等に関する条例の概要

### (1) 概要

騒音・振動問題は、大気汚染や水質汚濁に比べ、極めて地域性の強いものであり、騒音規制法・振動規制法では、地域の自然的・社会的条件に応じて、条例で必要な規制を定めることを認めている。

県では、騒音規制について、条例特定施設の指定、深夜騒音規制等を行っている。

なお、条例に定める指定地域は、法に基づく指定地域と一致している。

### (2) 規制の種類

- ア 条例に基づく特定施設を設置しようとする者の規制（法と同様）
- イ 音響機器音（規制基準の設定）
- ウ 学校等の周辺における騒音（禁止）
- エ 深夜騒音（規制時間の設定）
- オ 拡声放送（屋外営業宣伝の規制時間等の設定）
- カ 風俗営業等の営業者（営業のための音響機器音を直接屋外に向けて発することの禁止）

1-4 騒音規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例(騒音関係)の目的及び定義

区分	項目	内 容	根 拠 規 定
目 的	騒音規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。	騒音規制法（昭和43年法律第98号（以下「法」という。）」第1条
	広島県生活環境の保全等に関する条例	人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の防止及び環境への負荷の低減に関し必要な事項を定めることにより、環境保全対策の総合的推進を図り、もって現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、良好かつ快適な生活環境を保全する。	広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年条例第35号）（以下「条例」という。）」第1条
定 義	特定施設	工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令(条例施行規則)で定めるものをいう。	法第2条、条例第2条（騒音関係特定施設）
	特定建設作業	建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令(条例施行規則)で定めるものをいう。（条例施設は法で定める施設と同じ。）	法第2条 条例第2条
	特定工場等	特定施設を設置する工場又は事業場をいう。	法第2条 条例第2条（騒音関係特定事業場）
	自動車騒音	自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自動車をいう。）の運行に伴い発生する騒音をいう。	法第2条
	音響機器音	音響機器（警告器、拡声器、蓄音器、楽器、ラジオ、テレビジョン、電鈴その他これらに類する機器をいう。）から発生する騒音をいう。	条例第2条
	指定地域	住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域であって、特定施設を設置する工場又は事業場において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音並びに音響機器音について規制する地域として知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する地域をいう。	法第3条 条例第6条
	規制基準	特定施設を設置する工場又は事業場において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音並びに音響機器音の大きさの許容限度をいう。	法第2条、第15条 条例第2条、第7条、第54条

## 1-5 振動規制法の目的及び定義

区分	項目	内 容	根 拠 規 定
目 的	振動規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。	振動規制法（昭和51年法律第64号）第1条
定 義	特定施設	工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって政令で定めるものをいう。	第2条
	特定工場等	特定施設を設置する工場又は事業場をいう。	第2条
	特定建設作業	建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって政令で定めるものをいう。	第2条
	道路交通振動	自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自動車をいう。）の運行に伴い発生する振動をいう。	第2条
	指定地域	住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域であって、特定施設を設置する工場又は事業場において発生する振動及特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域として県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する地域をいう。	第3条
規制基準	特定施設を設置する工場又は事業場において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動の大きさの許容限度をいう。	第2条、第15条	

## 1-6 騒音・振動事務の実施主体

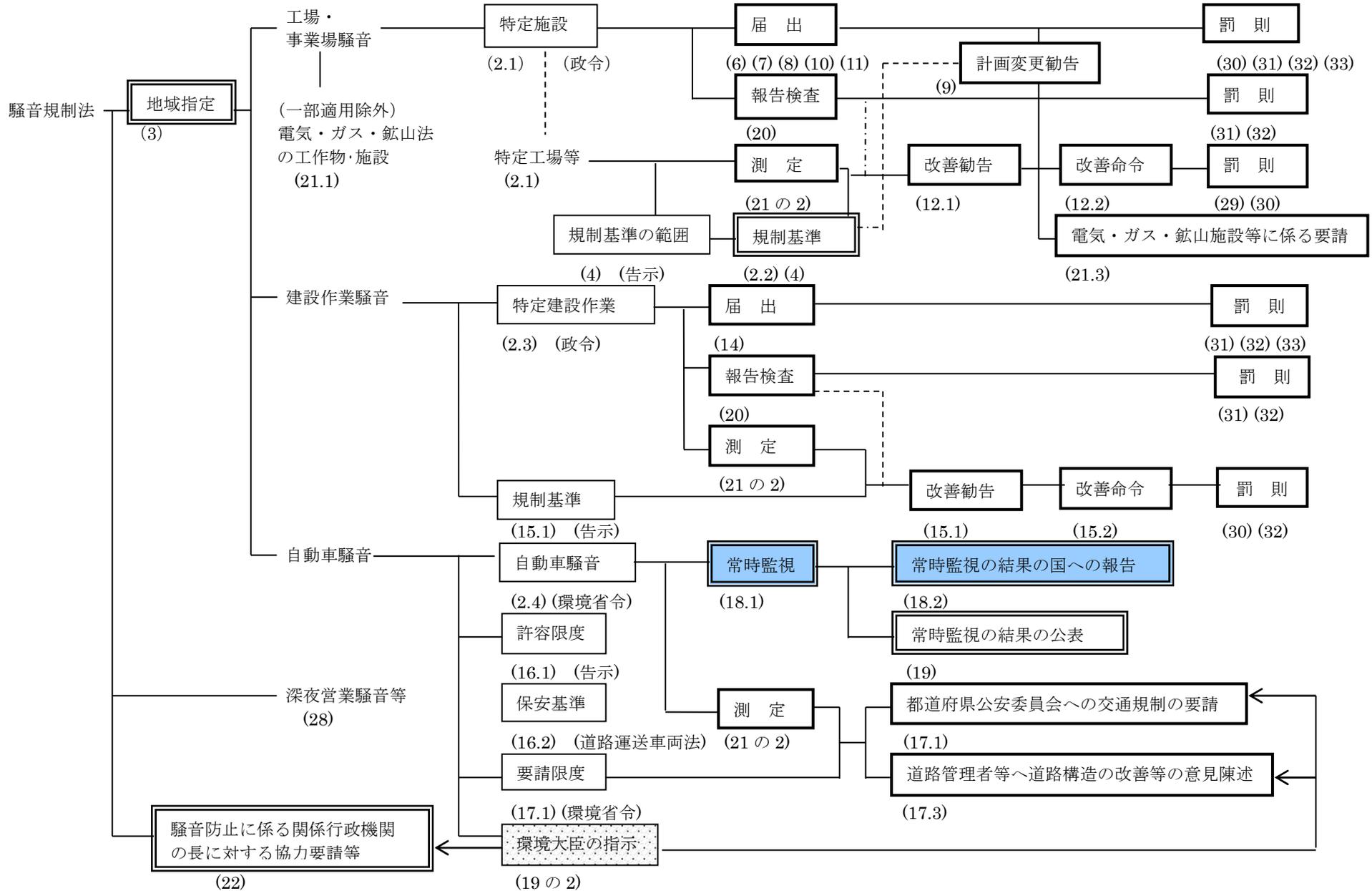
### (1) 騒音規制法及び振動規制法

事務の種類	事務の内容	実施主体
自治事務	規制地域の指定 規制基準の設定	県（町の区域） 市（市の区域）
	規制事務 〔届出の受理、改善勧告・改善命令、立入検査等〕	市町
法定受託事務	自動車騒音の常時監視	縣市

### (2) 広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）

市町実施事務の根拠条例	事務の内容	実施主体
	規制地域の指定 規制基準の設定	県（県内全域）
広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年条例第34号）	規制事務 〔届出の受理、改善勧告・改善命令、立入検査等〕	市町

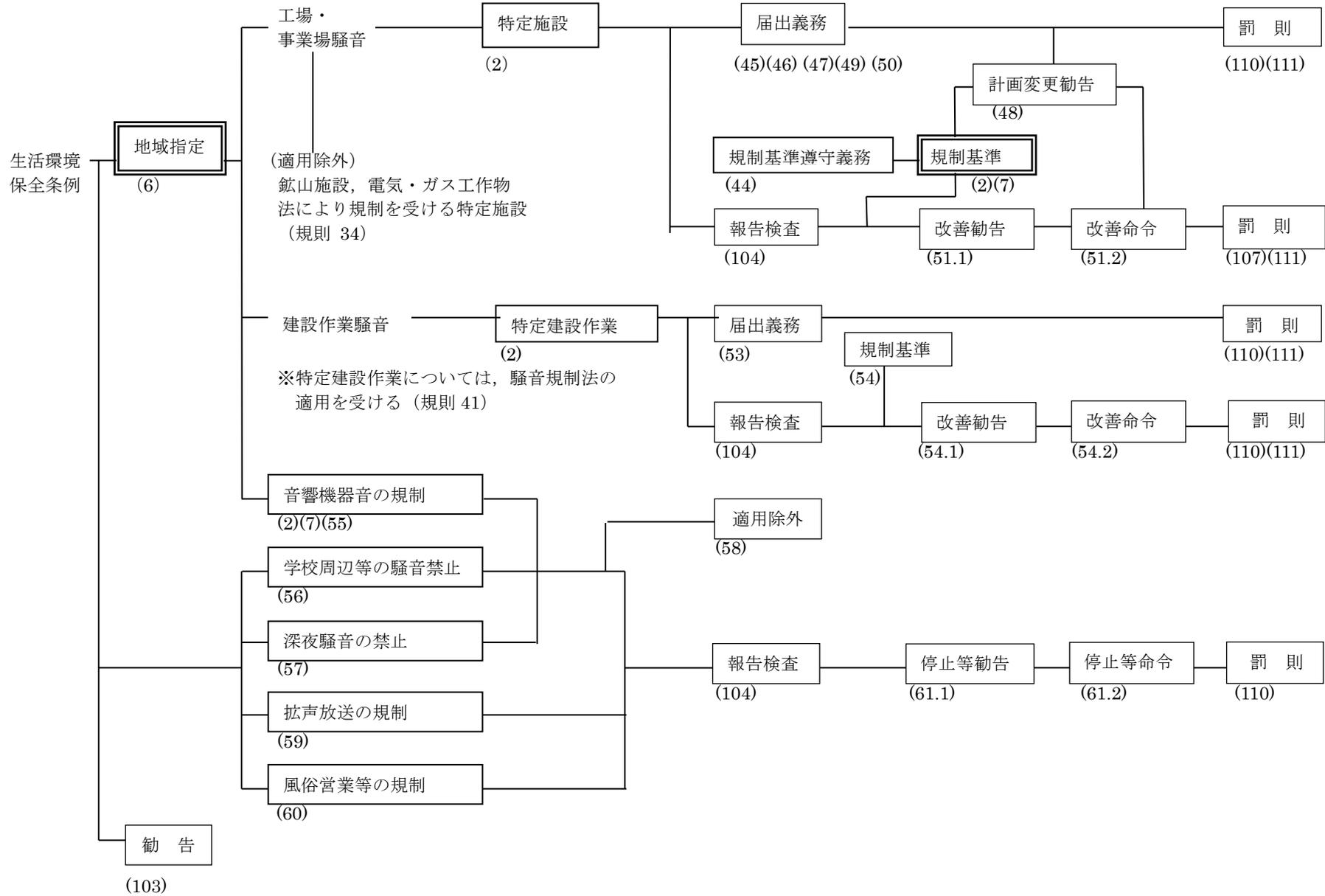
1-7 騒音規制法の体系図



- : 国が行う事務
- : 都道府県及び市の長が行う事務
- : 市町長が行う事務

(注) 1 図の項目以外に、国の援助(23)、研究の推進等(24)、市町村による事務の処理(25)、条例との関係(27)等について規定されている。  
 2 図中の ( ) 内は条文を示す。例えば (2.1) は法第2条第1項を示す。  
 3 図中の  は法定受託事務,  は国が関与する事務である。

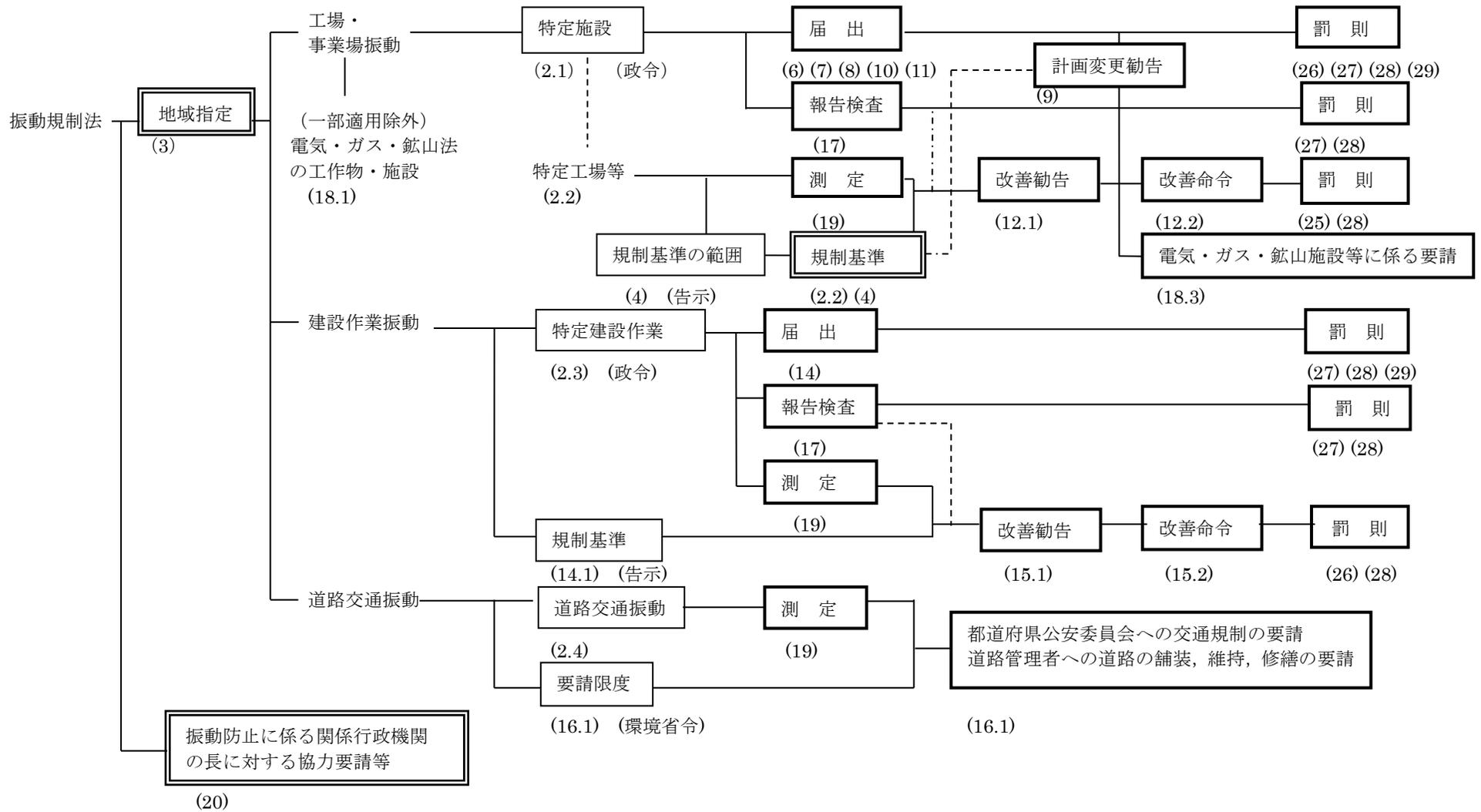
1-8 広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）の体系図



  : 県の長が行う事務  
  : 市町長が行う事務

(注) 1 図の項目以外に、小規模事業者に対する配慮(52)等について規定されている。  
 2 図中の ( ) 内は条文を示す。例えば (2.1) は法第2条第1項を示す。

1-9 振動規制法の体系図



- : 国が行う事務
- : 都道府県及び市の長が行う事務
- : 市町長が行う事務

(注) 1 図の項目以外に、国の援助(21)、研究の推進等(22)、市町村による事務の処理(23)、条例との関係(24)等について規定されている。  
 2 図中の ( ) 内は条文を示す。例えば (2.1) は法第2条第1項を示す。

2-1 県内の騒音環境基準地域類型・基準値、特定工場等の規制区域・規制基準及び要請限度の区域区分との関係（概要）

騒音に係る環境基準			騒音特定工場等の規制区域及び規制基準				振動特定工場等の規制区域及び規制基準 (L10等)	要請限度に係る区域の区分					
地域区分	類型及び基準値 (LAeq)	地域の範囲 (相当する地域(用途地域の定めがないが指定された地域)を含む)	種別	時間区分(時)	許容限度(dB) (LA5等)			自動車騒音		道路交通振動区域区分及び要請限度 (L10の平均値)			
					法	条例		区域区分	要請限度 (LAeq)				
専ら住居の用に供される地域	A 昼間 6~22 時 55dB 夜間 22~6 時 45dB	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	第1種区域	昼間 8~18	50	50	第1種区域 昼間 7~19 時 60dB 夜間 19~7 時 55dB	a 区域	1 車線道路	昼間 6~22 時 65dB 夜間 22~6 時 55dB	第1種区域 昼間 7~19 時 65dB 夜間 19~7 時 60dB		
				朝 6~8 時 夕 18~22	45	45				2 車線以上道路		昼間 6~22 時 70dB 夜間 22~6 時 65dB	
				夜間 22~6	45	45		b 区域	1 車線道路			昼間 6~22 時 65dB 夜間 22~6 時 55dB	
		第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第2種区域	昼間 8~18	55	55				2 車線以上道路		昼間 6~22 時 75dB 夜間 22~6 時 70dB	
主として住居の用に供される地域	B 昼間 6~22 時 55dB 夜間 22~6 時 45dB	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域		第2種区域	朝 6~8 時 夕 18~22	50	50	第2種区域 (工業専用地域を除く) 昼間 7~19 時 65dB 夜間 19~7 時 60dB	c 区域		車線を有する道路	昼間 6~22 時 75dB 夜間 22~6 時 70dB	第2種区域 昼間 7~19 時 70dB 夜間 19~7 時 65dB
			夜間 22~6		45	45							
			近隣商業地域 商業地域 準工業地域		第3種区域	昼間 8~18	60			65			
						朝 6~8 時 夕 18~22	60			65			
夜間 22~6	50	55											
相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域	C 昼間 6~22 時 60dB 夜間 22~6 時 50dB	工業地域 工業専用地域	第4種区域	昼間 8~18	70	70							
				朝 6~8 時 夕 18~22	70	70							
				夜間 22~6	60	65							

騒音環境基準特例（道路に面する地域）

- ・ A 地域のうち 2 車線以上の道路に面する地域：昼間 60dB，夜間 55dB
- ・ B 地域のうち 2 車線以上及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域：昼間 65dB，夜間 60dB
- ・ 幹線道路近接空間：昼間 70dB，夜間 65dB（屋内への透過：昼間 45dB，夜間 40dB）

要請限度特例（幹線道路近接区域）

2 車線以下敷地境界から 15m，2 車線超 20m：  
昼間 75dB，夜間 70dB

(関係告示)

- ・ 騒音に係る環境基準について：平成10年環境庁告示第64号
- ・ 騒音に係る環境基準の類型の指定：平成11年県告示第149号、各市告示
- ・ 騒音の規制に関する定め：昭和48年県告示第171号、各市告示
- ・ 振動の規制に関する定め：昭和53年県告示第58号、各市告示

【騒音の評価量、測定場所及び測定方法】※基準により、騒音の評価量（測定値を統計処理して算出）は異なります。

区分	評価量	測定場所	測定方法
騒音に係る環境基準	等価騒音レベル	$L_{Aeq}$	<p>個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価。</p> <p>この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。</li> <li>2 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。</li> <li>3 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。</li> <li>4 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。</li> </ol> <p>なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。</p>
(法・条例) 騒音特定工場等の規制基準	90%レンジの上端値等	$L_{A5}$ 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いる。</li> <li>2 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。</li> <li>(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。</li> <li>(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。</li> <li>(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値とする。</li> </ol> </li> </ol>
(法) 特定建設作業騒音の規制基準		特定工場等の敷地境界線上 特定建設作業の場所の敷地境界線上	
(条例) 音響機器音の規制基準		音源からその周辺の建物（現に、人が起居し、または業務を行っているものに限る。）に至る最短距離の位置（移動して行う拡声放送にあっては、その音源から10メートルの位置）	
自動車騒音要請限度	等価騒音レベル	$L_{Aeq}$	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち代表すると認められる3日間について行う。</li> <li>2 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の全時間を通じてエネルギー平均した値とする。</li> <li>3 原則として日本工業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法とし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定する。（避けられない場合は補正）</li> </ol>

3-1

騒音・振動指定地域

(令和2年12月16日現在)

市町名	騒音指定地域	騒音指定状況								振動指定地域	振動指定状況	
		全域	一部	用途地域	字	第1種	第2種	第3種	第4種		第1種	第2種
大竹市	○		○※	○		○	○	○	○	○	○	○
廿日市市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
府中町	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○
海田町	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○
熊野町	○		○	○	○	○	○	○			○	○
坂町	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(小計)	2市4町										2市4町	
江田島市	○		○	○	○		○	○	○			
(小計)	1市											
安芸高田市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安芸太田町	○		○		○		○	○			○	○
北広島町	○		○	○	○		○	○	○		○	○
(小計)	1市2町										1市2町	
竹原市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東広島市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大崎上島町												
(小計)	2市										2市	
三原市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
尾道市	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○
世羅町	○		○	○	○		○	○	○	○		
(小計)	2市1町										2市	
府中市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神石高原町												
(小計)	1市										1市	
三次市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
庄原市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(小計)	2市										2市	
広島市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
呉市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福山市	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
全市町数 23 14市9町	指定市町数 21 14市7町										指定市町数 19 13市6町	

(注) 1 騒音指定状況の欄の説明

【全域】：全域指定 【一部】：一部指定 【用途地域】：用途地域による指定 【字】：字又は町による指定  
【第1種～第4種】：特定工場等における騒音の規制基準の第1種区域から第4種区域までの指定

2 振動指定状況の欄の説明

【第1種～第2種】：特定工場等における振動の規制基準の第1種区域及び第2種区域の指定

なお、騒音指定状況の欄の【全域】【一部】【用途地域】【字】の指定は、振動指定状況に準用する。

(※) 大竹市は騒音規制地域として、都市計画法第8条第1項第1号で規定される用途地域及び用途地域の定めのない地域を指定しているが、「用途地域の定めのない地域」とは、都市計画区域内の用途地域の指定のない区域を意味する。

(都市計画区域外は対象外)

#### 4-1 騒音・振動特定施設の解説

指定地域内において、届出を行う必要がある騒音・振動特定施設は次のとおり。

区分	騒音規制法		広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音）		振動規制法		用途	
	番号	規模又は能力	番号	規模又は能力	番号	規模又は能力		
金属加工機械	特定施設の名称							
	圧延機械	1-イ	定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの				回転する 2 本のロールの間に金属を通過させて塑性加工し、金属の板材、条材、形材、パイプ材等をつくる機械	
	製管機械	1-ロ	すべての施設				円筒素材に穴あけを行い、これを圧延して管をつくる機械	
	ベンディングマシン（ロール式のものに限る）	1-ハ	定格出力が 3.75kW 以上のもの				金属材料の曲げを行う機械の総称	
	液圧プレス（矯正プレスを除く）	1-ニ	すべての施設			1-イ	すべての施設	水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型等塑性加工を行う機械
	機械プレス	1-ホ	呼び加圧能力が 294kN 以上のもの			1-ロ	すべての施設	被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
	せん断機	1-ヘ	定格出力が 3.75kW 以上のもの			1-ハ	定格出力が 1kW 以上のもの	一對のせん断刃が互いに閉じることによって、金属材料を切断する機械
	鍛造機	1-ト	すべての施設			1-ニ	すべての施設	金属を加熱し、圧力を加えるか、たたいて成型する機械
	ワイヤーフォーミングマシン	1-チ	すべての施設			1-ホ	定格出力が 37.5kW 以上のもの	線材又は針金を加工する機械
	ブラスト（タンブラスト以外のものであって密閉式を除く）	1-リ	すべての施設					鉄片、砂等を鋳物等に向けて噴射し表面を清掃する機械
	タンブラー	1-ヌ	すべての施設					鋳造品と多角形の鉄片とを胴体内で回転させ表面を清掃する機械
	切断機	1-ル	といしを用いるものに限る					金属材料を高速回転する円板の刃に押しつけて切断する機械
	やすり目立機			1-イ	すべての施設			刃の連続的な上下運動により、なまし鉄（棒）にやすり目を刻む機械
	施盤			1-ロ	定格出力が 3.75kW 以上のもの			工作物を主軸とともに回転させ、往復台上にある刃物を前後左右に動かして切削する機械
	型削盤			1-ハ	定格出力が 3.75kW 以上のもの			小型工作物の平面を切削する機械（テーブルに工作物を取り付け刃物を往復させて切削を行う。）
	平削盤			1-ニ	定格出力が 7.5kW 以上のもの			長大な平面を切削するのに用いる機械（水平に往復運動する台に工作物を固定し、台の往復ごとに運動方向に直角に刃を送って削る。）
	金属研磨機（移動式のものを除く。）			1-ホ	すべての施設			といしを工具刃先として、精密なもの若しくは硬い金属の加工をする機械
高速度切断機			1-ヘ	といしを用いるものを除く			金属材料を高速回転する円板の刃に押しつけて切断する機械	

区分	騒音規制法		広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音）		振動規制法		用途	
	特定施設の名称	番号	規模又は能力	番号	規模又は能力	番号		規模又は能力
圧縮機	2	※空気圧縮機 で、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、定格出力が7.5kW以上のもの	2	定格出力が7.5kW未満 3.75kW以上のもの	2	一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの	送風機と圧縮機は原理構造は同じであるが、割合に風圧が低いものが送風機で、数気圧の圧力を発生するのが圧縮機	
送風機	2	定格出力が7.5kW以上のもの	2	定格出力が7.5kW未満 3.75kW以上のもの				
土石用又は鉱物用の 破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	3	定格出力が7.5kW以上のもの			3	定格出力が7.5kW以上のもの	【破碎機】 鉱山での鉱石の破碎、化学工場や製薬における原料及び製品の粉砕に使用	
							【摩砕機】 鉱山、化学工場などで原料の細・微粉砕等に使用	
							【ふるい・分級機】 鉱石粒などを粒の大小で分類するために使用	
織機 (原動機を用いるものに限る)	4	すべての施設			4	すべての施設	繊維糸を織物として織り上げる機械	
建設用資材製造機械	コンクリートプラント(気泡コンクリートプラントを除く)	5-イ	混練機の混練容量が0.45 m <sup>3</sup> 以上のもの					コンクリートの材料を集貯蔵し、所定配合量づつ計量してコンクリートミキサに投入混練してコンクリートを製造する設備
	アスファルトプラント	5-ロ	混練機の混練重量が、200kg以上のもの					機械作業で骨材を加熱乾燥し、それとアスファルト溶液等を混合してアスファルト合材を生産する設備
	コンクリートブロックマシン			3	すべての施設	5	定格出力の合計が2.95kW以上のもの	練り混ぜられたコンクリートを型枠に入れ、振動を加えて土木・建築用のブロックを造る機械
	コンクリート管製造機械					5	定格出力の合計が10kW以上のもの	水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型等塑性加工を行う機械
	コンクリート柱製造機械					5	定格出力の合計が10kW以上のもの	被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
穀物用製粉機 (ロール式のものに限る)	6	定格出力が7.5kW以上のもの						小麦等を粉碎する機械

※対象は「空気圧縮機」の為、冷媒を圧縮する「冷媒用圧縮機（冷媒用コンプレッサー）」は除く。

区分		騒音規制法		広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音）		振動規制法		用途
特定施設の名称		番号	規模又は能力	番号	規模又は能力	番号	規模又は能力	
木材加工機械	ドラムバーカー	7-イ	すべての施設			6-イ	すべての施設	ドラムの中に原木を入れ、ドラムを回転させて樹皮を剥ぐ機械
	チップパー	7-ロ	定格出力が2.25kW以上のもの			6-ロ	定格出力が2.2kW以上のもの	バーカーで皮むきした丸太をパルプ原料であるチップ（小削片）に切削する機械
	破木機	7-ハ	すべての施設					砂岩等の円筒型砥石を回転させ、皮むきした丸太を押し付けて製紙用の木材粉をつくる機械
	帯のこ盤	7-ニ	定格出力が製材用15kW以上木工用2.25kW以上のもの	4-イ	木工用に限り、定格出力が2.25kW未満0.75kW以上のもの			エンドレスの帯状の、のこを高速回転させ木材を切断する機械
	丸のこ盤	7-ホ	定格出力が製材用15kW以上木工用2.25kW以上のもの	4-ロ	木工用に限り、定格出力が2.25kW未満0.75kW以上のもの			丸のこを高速回転させて木材を切断する機械
	かんな盤	7-ヘ	定格出力が2.25kW以上のもの	4-ハ	定格出力が2.25kW未満0.75kW以上のもの			木材の凸凹の表面を平坦化する、塗装のための仕上げ面を得る等のために木材表面を削る機械
抄紙機		8	すべての施設					パルプ液を紙にすき、乾燥させる機械で、長いロール状となった紙が製造される
印刷機械 （原動機を用いるものに限る）		9	すべての施設			7	定格出力が2.2kW以上のもの	印刷版の表面にインキをつけ、版面の文字等を紙・布などに刷り写す機械
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機						8	カレンダーロール機以外のもので定格出力が30kW以上のもの	生ゴム、合成樹脂をロールで練りほぐし、そこへ加硫用の硫黄など種々の配合薬品を加え練りあげる機械
合成樹脂用射出成形機		10	すべての施設			9	すべての施設	加熱し溶けた合成樹脂を金型に射出し成型を行う機械
鋳造型機 （ジョルト式のものに限る）		11	すべての施設			10	すべての施設	鋳物砂を型に入れ振動で突き固め鋳型を造る機械
ダイカストマシン				5	すべての施設			アルミニウム、銅、亜鉛等及びそれらの合金を熔融したものを圧力によって金型に押し込んで鋳造する機械
オシレートコンベア				6	すべての施設			未冷却物を振動させながら運搬するコンベア
電動発電機				7	すべての施設			交流電動機に直流発電機を直結させて運転し、交流を直流に交換する整流装置（鋳物溶解の熱源として使用）

#### 4-2 騒音・振動特定建設作業の解説

指定地域内において、届出を行う必要がある特定建設作業は次のとおり。

特定建設作業の名称（種類又は能力）		用途・具体例
番号	騒音規制法	
1	くい打機（もんけんを除く）、 くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業 （くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）	くい打機（既製くいや矢板等を打ち込む機械） ----- <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼルパイルハンマ</li> <li>・ドロップハンマ</li> </ul> 具体例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・油圧ハンマ</li> <li>・気動ハンマ</li> <li>・バイプロハンマ</li> </ul> ※もんけん及びアースオーガー併用くい打機は対象外
		くい抜機（打ち込んだくいや矢板等を引き抜く機械） ----- 具体例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイルエキストラクタ</li> <li>・バイプロハンマ</li> <li>・気動ハンマ</li> <li>・油圧くい抜機</li> </ul>
		くい打ちくい抜機（同一機械でくいや矢板等の打ち込み、引き抜きを行う機械） ----- 具体例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイルエキストラクタ</li> <li>・バイプロハンマ</li> <li>・気動ハンマ</li> </ul> ※圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業	鉄骨の接合方法のうち、高温に熱したリベットを鋼材の穴に挿入し、びょう打機でしめて接合する作業 ----- 具体例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・リベットハンマ</li> </ul>
3	さく岩機を使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）	アタッチメントとしてブレーカー等をショベルの先端に取り付け、先端の「のみ」に油圧・圧縮空気などの動力を利用して打撃力を加え、既存の構造物や舗装版等を破砕する作業 ----- 具体例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・油圧ブレーカー（ジャイアントブレーカー、アイオン）</li> <li>・ハンドブレーカー</li> <li>・チップパー</li> <li>・電動ピック</li> </ul>
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く）	コンクリート輸送作業や建築物塗装作業における吹付け等の動力に空気圧縮機の圧縮空気を使用する作業
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く）	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを特定の工事のため現場内あるいは近くに一時的に設置し使用する作業
6	バックホウを使用する作業 （一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）	ショベルカーにバケットを取り付け、溝等の掘削を行う作業
7	トラクターショベルを使用する作業 （一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る）	掘削された土砂をダンプトラック等に積み込む作業
8	ブルドーザーを使用する作業 （一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る）	土砂の掘削、押土等を行う作業

特定建設作業の名称（種類又は能力）		用途・具体例
番号	振動規制法	
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、 くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又は くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く） を使用する作業	くい打機（既製くいや矢板等を打ち込む機械） ----- <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼルパイルハンマ</li> <li>・ドロップハンマ</li> <li>・油圧パイルハンマ</li> <li>・エアーハンマ</li> <li>・バイプロハンマ</li> </ul> 具体例 ※もんけん及び圧入式くい打機は対象外
		くい抜機（打ち込んだくいや矢板等を引き抜く機械） ----- <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイルエキストラクタ</li> <li>・バイプロハンマ</li> <li>・エアーハンマ</li> </ul> 具体例 ※油圧くい抜機は対象外
		くい打ちくい抜機〔同一機械でくいや矢板等の 打ち込み、引き抜きを行う機械〕 ----- <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイルエキストラクタ</li> <li>・バイプロハンマ</li> <li>・エアーハンマ</li> </ul> 具体例 ※圧入式くい打くい抜機は対象外
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	1～3トンの鋼球をクレーンなどで吊り、落下又はクレーンを旋回させて建築物等に衝突させ、その衝撃力を利用して破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）	車体の前部に500kg程度のハンマを取り付け、2～3mの高さから直接舗装版に落下させ破壊する作業
4	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）	アタッチメントとしてブレーカーをショベルの先端に取り付け、先端の「のみ」に油圧などの動力を利用して打撃力を加えて破碎する作業  ※ハンドブレーカーは対象外

5-1 騒音規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出

指定地域内では、次の届出が必要。

◎工場又は事業場の特定施設設置届出等（法・条例）

※届出書の提出先：各市町

番号	届出書の名称・様式	根拠規定	届出を必要とする場合	届出時期	添付書類	備考
1	特定施設設置届出書 法：様式第1条 条：様式第12号	・法第6条第1項 ・条例第45条第1項	特定施設を設置しようとする場合（これまで特定施設が設置されていない工場・事業場に限り）	設置の工事開始の日の30日前まで	・騒音の防止の方法 ・特定施設の配置図 ・特定工場等及びその付近の見取図	
2	特定施設使用届出書 法：様式第2条 条：様式第12号	・法第7条第1項 ・条例第46条第1項	(1) 新たに地域の指定が行われた際、すでに指定地域内に特定施設を設置している場合 (2) 特定施設が追加指定された際、すでに指定地域内にその施設を設置している場合	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	同上	(2)の場合 その施設以外の特定施設を設置していないものに限る
3	特定施設の種類の数変更届出書 法：様式第3条 条：様式第13号	・法第8条第1項 ・条例第47条第1項	1又は2の届出を行った特定工場等で、特定施設の種類の数を変更する場合	変更に係る工事の開始の日の30日前まで	同上	特定施設の種類の数を変更する場合及びその数を直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合を除く
4	騒音の防止の方法変更届出書 法：様式第4条 条：様式第14号		1又は2の届出を行った特定施設の騒音の防止の方法を変更する場合			変更により特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合を除く
5	氏名等変更（氏名の変更等）届出書 法：様式第6条 条：様式第2号	・法第10条 ・条例第49条	届出を行った者の氏名、住所及び法人にあっては代表者の氏名又は工場・事業場の名称若しくは所在地の変更があった場合	変更の日から30日以内		氏名又は名称の変更には、相続、合併等による変更は含まれない
6	特定施設使用全廃（廃止）届出書 法：様式第7条 条：様式第3号		特定施設の使用をすべて廃止した場合	廃止した日から30日以内		更新は含まれない
7	承継届出書 法：様式第8条 条：様式第4号	・法第11条第3項 ・条例第50条第3項	届出を行った者から特定施設を譲り受けたり借り受けた場合、又は相続、合併、分割があった場合	承継があった日から30日以内		前届出者の地位を承継

◎建設工事の特定建設作業実施届出（法） 条例は適用なし

※届出書の提出先：各市町

番号	届出書の名称・様式	根拠規定	届出を必要とする場合	届出時期	添付書類	備考
1	特定建設作業実施届出書 法：様式第9条 (条例は適用がなく様式第15号は使用しない)	・法第14条第1項（第2項） (条第53条の適用なし)	特定建設作業を伴う建設工事をしようとする場合（作業が開始した日に終了するものを除く）	作業の開始の日の7日前まで	・特定建設作業場所の付近の見取図 ・特定建設作業の工程の概要を示した工事工程表	届出者は元請人とする

## 5-2 振動規制法に基づく届出

指定地域内では、次の届出が必要。

### ◎工場又は事業場の特定施設設置届出等（法）

※届出書の提出先：各市町

番号	届出書の名称・様式	根拠規定	届出を必要とする場合	届出時期	添付書類	備考
1	特定施設設置届出書 法：様式第1	・法第6条第1項	特定施設を設置しようとする場合（これまで特定施設が設置されていない工場・事業場に限る）	設置の工事開始の日の30日前まで	・振動の防止の方法 ・特定施設の配置図 ・特定工場等及びその付近の見取図	
2	特定施設使用届出書 法：様式第2	・法第7条第1項	(1)新たに地域の指定が行われた際、すでにその地域内に特定施設を設置している場合 (2)特定施設が追加指定された際、すでに指定地域内にその施設を設置している場合	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	同上	(2)の場合 その施設以外の特定施設を設置していないものに限る
3	特定施設の種別及び能力ごとの数変更届出書 法：様式第3	・法第8条第1項	1又は2の届出を行った特定工場等で、特定施設の種別及び能力ごとの数を増加する場合	変更に係る工事の開始の日の30日前まで	同上	特定施設の種別及び能力ごとの数を増加しない場合を除く
4	振動の防止の方法変更届出書 法：様式第4		1又は2の届出を行った特定施設の振動の防止の方法を変更する場合			変更により特定工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合を除く
5	特定施設の使用の方法変更届出書 法：様式第3		1又は2の届出を行った特定施設の使用の方法を変更する際、使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴う場合			既に届出されている施設の使用開始から終了までの時刻内での変更は除く
6	氏名等変更（氏名の変更等）届出書 法：様式第6	・法第10条	届出を行った者の氏名、住所及び法人にあっては代表者の氏名又は工場・事業場の名称若しくは所在地の変更があった場合	変更の日から30日以内		氏名又は名称の変更には、相続、合併等による変更は含まれない
7	特定施設使用全廃届出書 法：様式第7		特定施設のすべての使用を廃止した場合			廃止した日から30日以内
8	承継届出書 法：様式第8	・法第11条第3項	届出を行った者から特定施設を譲り受けたり借り受けた場合、又は相続、合併、分割があった場合	承継があった日から30日以内		前届出者の地位を承継

### ◎建設工事の特定建設作業実施届出（法）

※届出書の提出先：各市町

番号	届出書の名称・様式	根拠規定	届出を必要とする場合	届出時期	添付書類	備考
1	特定建設作業実施届出書 法：様式第9	・法第14条第1項（第2項）	特定建設作業を伴う建設工事をしようとする場合（作業が開始した日に終了するものを除く）	作業の開始の日の7日前まで	・特定建設作業場所の付近の見取図 ・特定建設作業の工程の概要を示した工事工程表	届出者は元請人とする

### 5-3 届出書記載例

#### (1) 特定施設設置届出書記載例

#### 特 定 施 設 設 置 届 出 書

令和〇年〇月〇日

〇 〇 市 長 殿

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇プレス工業株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇

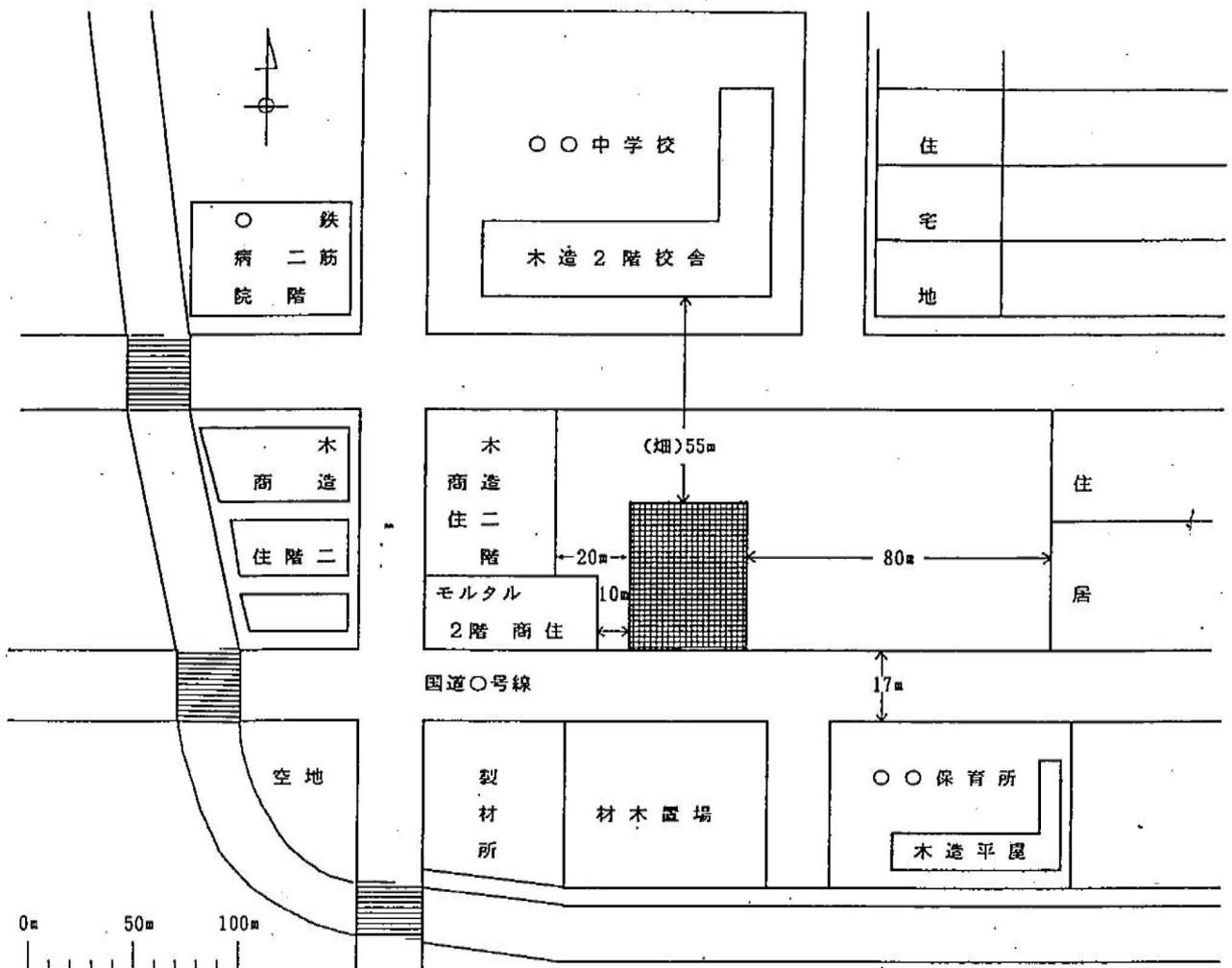
( TEL  
担当者 〇 〇 〇 〇 )

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

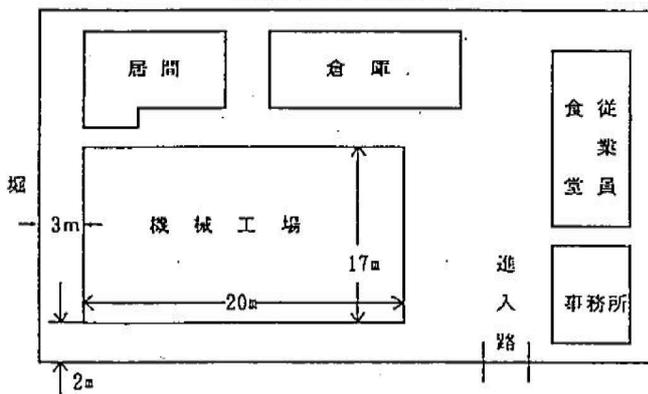
工場又は事業場の名称	〇〇プレス工業(株) 〇 〇 〇 工 場		※整理番号		
工場又は事業場の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地		※受理年月日		
工場又は事業場の事業内容	自動車部品プレス加工		※施設番号		
常時使用する従業員数	45人		※審査結果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※備 考		
特定施設の種類	型 式	公称能力	数	使用開始時刻	使用終了時刻
				(時・分)	(時・分)
1-ニ 液圧プレス	油圧プレス 〔〇〇社製〕 〔KT-5〕	500T	1	13時00分	16時00分
1-ホ 機械プレス	クランクパ ワープレス〇〇 社製PPA	50T	2	8時30分	17時30分
2 空気圧縮機	往復動型 〇〇社WHC	22kW	1	同 上	同 上

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

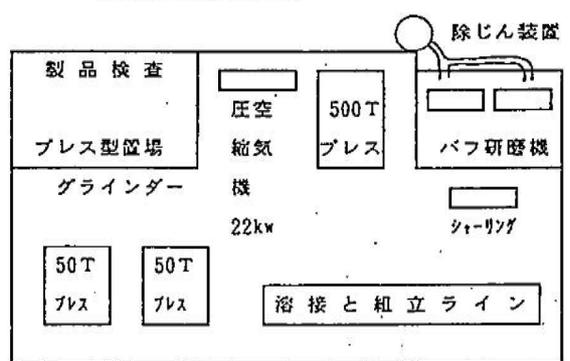
工場付近の見取図



敷地内の建物配置図



機械施設の配置図



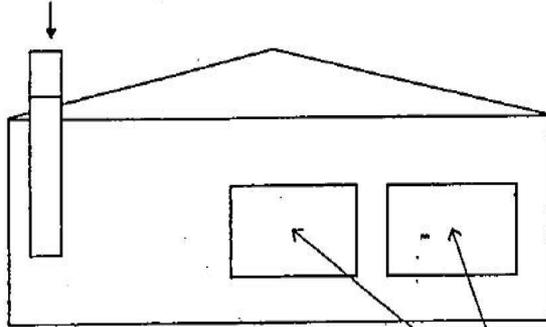
- (注) 1. 東西南北の表示か記号を記入する。  
 2. 隣地の状況を明記する。  
 3. 敷地面積、建物面積等を記載する。  
 4. 屋外作業の有無を記載する。  
 5. 特定施設等から敷地境界までの距離を記入する。

騒音の防止の方法

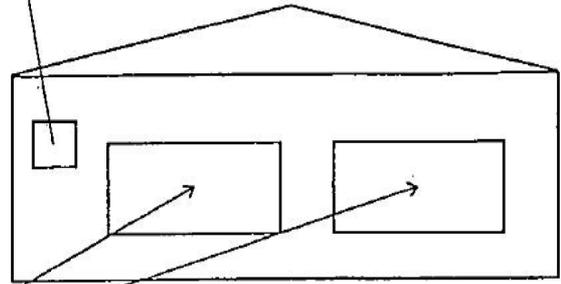
工場の建築物の構造							への構造	
	壁(外)	壁(内)	屋根(内)	屋根(外)	窓	扉	材質	コンクリートブロック
材質	シートラス モルタル	木毛 セメント板	木毛 セメント板	波形 スレート	アルミサッシ ガラス	スチールシャ ッター(重量)	高さ	1.8m
厚さ	2cm	2cm	2cm	0.65cm	0.5cm	0.16cm	厚さ	10m

排気口の向きは明確にする。

吸気ガラリ(吸気ガラリ)があるときは位置を示す。



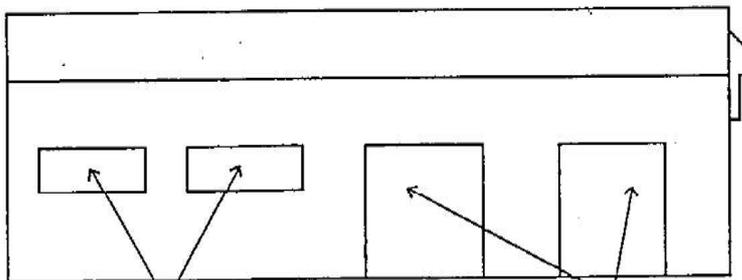
(東面図)



(西面図)

ガラスブロック

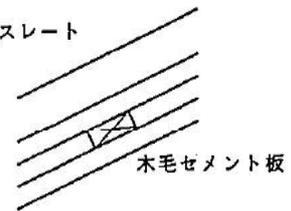
立面図には東西南北の表示をする。



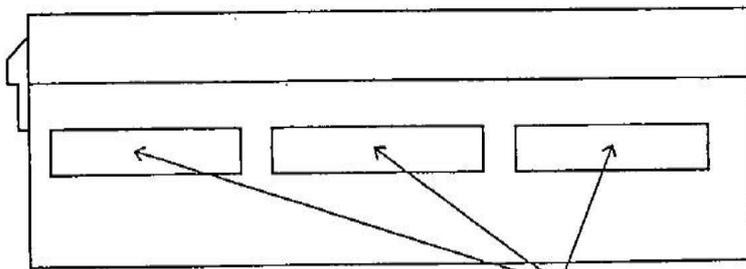
アルミサッシ (南面図)

重量シャッター

波形スレート

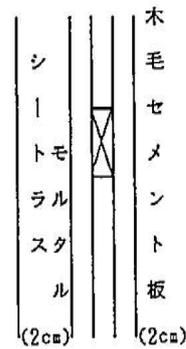


木毛セメント板



(北面図)

ガラスブロック



(断面図)

以下

1. 騒音の防止の方法の説明を簡条書で記載する。
2. サイレンサー、吸音ダクト等については、形式メーカー、大きさ等を記入する。
3. 製造工程を示し、騒音発生、防止のポイントを明確にする。

(2) 特定建設作業実施届出書記載例

特定建設作業実施届出書

令和〇年〇月〇日

〇〇市長殿

住所 〇〇市〇〇町堀 2-3-4  
〇〇建設株式会社  
氏名 代表取締役 〇〇〇〇  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 000(000)1234

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項~~(第2項)~~の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	〇〇川護岸改修工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	護岸			
特定建設作業の種類	くい打機を使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	ディーゼルパイルハンマー K-45 (ラム重量 4.5t)			
特定建設作業の場所	〇〇区東〇〇町三丁目 1-16			
特定建設作業の実施の期間	自 〇年 1月 17日		63日間	
	至 〇年 3月 20日			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 8時	至 17時	平日	8時間
騒音の防止の方法	防音シートでカバーする			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇県〇〇市丸の川 3-5 〇〇知事 〇〇〇〇 電話番号 (000)1234			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇区小松川 5-6 代理人〇〇 電話番号 (000)5678			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇市〇〇区〇町 2-5-1 株式会社〇〇工務店 代表者〇〇〇〇 電話番号 (000)9012			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇区〇〇町 6-7-8 〇〇〇〇 電話番号 (000)3456			
※ 受理年月日				
※ 審査結果				

- 備考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。  
2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。  
3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。  
4 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてもさしつかえない。  
5 ※印の欄には記載しないこと。  
6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
7 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

## 6-1 騒音の規制基準

### (1) 特定工場等における騒音の規制基準（昭和48年県告示第171号、条例施行規則第35条）

区域の区分		時間の区分	許容限度(デシベル)		時間	区分		
種別	地域		法	条例				
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域並びにこれらに相当する地域	昼間	50	50	6:00	朝		
		朝・夕	45	45				
		夜間	45	45	8:00	昼		
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域	昼間	55	55			18:00	間
		朝・夕	50	50				
		夜間	45	45				
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらに相当する地域	昼間	60	65	22:00	夕		
		朝・夕	60	65				
		夜間	50	55	6:00	夜間		
第4種区域	工業地域及びこれに相当する地域（工業専用地域を含む。）	昼間	70	70				
		朝・夕	70	70				
		夜間	60	65				

備考1 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いる。

2 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

3 騒音の測定場所は、特定工場等の敷地の境界線上で行う。

4 「これに相当する地域」及び「これらに相当する地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域のうち、騒音の規制区域に指定された地域をいう。

(2) 特定建設作業騒音の規制基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号、昭和48年県告示第171号）

特定建設 作業の区分	音の大きさ の 許容限度	禁止される 作業時間	1日の作業 の 許容時間	連続作業 の 許容期間	休日作業 の 禁 止
くい打機 くい抜機 くい打くい抜機の 使用作業	85デシベル	第1号区域 午後7時 から 翌日の 午前7時 まで  第2号区域 午後10時 から 翌日の 午前6時 まで	第1号区域 10時間  第2号区域 14時間	6日以内	日曜日そ 他の休 日には行 わないこ と
びょう打機 の使用作業					
さく岩機の 使用作業					
空気圧縮機の 使用作業					
コンクリートプ ラント又は アスファルトプ ラントを設けて 行いう作業					
バックホウの 使用作業					
トラクターショ ベルの使用作業					
ブルドーザーの 使用作業					

備考1 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いる。

2 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

3 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

4 第1号区域とは、特定工場等の騒音の規制区域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、幼保連携認定型こども園、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。

第2号区域とは、特定工場等の騒音の規制区域のうち第1号区域以外の区域をいう。

## 6-2 振動の規制基準

### (1) 特定工場等における振動の規制基準(昭和53年県告示第58号)

区域の区分	区域の範囲	時間の区分	許容限度 (デシベル)	時間	区分
第1種区域	騒音規制地域の区域の区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域の範囲	昼間	60	7:00	昼間
		夜間	55		
第2種区域	騒音規制地域の区域の区分が第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域の範囲	昼間	65	19:00	夜間
		夜間	60		
				7:00	

### (2) 特定建設作業振動の規制基準(振動規制法施行規則第11条、昭和53年県告示第58号)

特定建設 作業の区分	振動の 許容限度	禁止される 作業時間	1日の作業 の 許容時間	連続作業 の 許容期間	休日作業 の 禁止
くい打機 くい抜機 くい打くい抜機 の使用作業	75デシベル	第1号区域 午後7時から翌日の午前7時まで	第1号区域	6日以内	日曜日その他の休日には行わないこと
剛球の使用作業			10時間		
舗装版破砕機の使用作業		第2号区域 午後10時から翌日の午前6時まで	第2号区域		
ブレーカーの使用作業			14時間		

備考1 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行う。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いる。

2 振動の測定方法は次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

- イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
- ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
- ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正值
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	1 デシベル
7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	

- 3 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。
- 4 第1号区域とは、特定工場等の振動規制区域のうち、特定工場等の騒音の規制区域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、幼保連携型認定こども園、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80メートルの区域をいう。
- 第2号区域とは、特定工場等の振動の規制区域のうち第1号区域以外の区域をいう。
- 5 振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。

6-3 音響機器音・学校等周辺・深夜騒音・拡声放送・風俗営業等の規制

(1) 広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく音響機器音等の規制の内容

項目	内 容	適 用 除 外
音響機器音 第五十五条	指定地域内においては、規制基準を超える音響機器音（警音器、拡声器、蓄音器、楽器、ラジオ、テレビジョン、電鈴その他これらに類する機器から発生する騒音）を発生してはならない。 ※規制基準値は次頁参照	条例第 58 条 1 法令により認められた事項のためにするとき（公職選挙法に基づく街頭演説、緊急用車両のサイレン等） 2 広報その他で公共のためにするとき（公共交通機関の利用客に対する案内や放送、火災の警鐘等） 3 時報（午後 11 時から午前 5 時までの間に報じるものを除く）のためにするとき 4 祭礼、盆踊りその他社会生活において相当と認められる一時的行事のためにするとき
学校等周辺における騒音 第五十六条	学校・図書館・児童福祉施設又は病院その他の医療施設の周辺において、その教育、利用、保育又は医療に支障がある騒音を発生してはならない。（指定地域の内外を問わず適用）	1 条例第 56 条 指定地域内の騒音関係特定事業場、特定建設作業、音響機器から発生する騒音を除く。 2 条例第 58 条 （音響機器音の項に同じ）
深夜騒音 第五十七条	午後 11 時から午前 5 時までの間は、屋内、屋外のいずれから発する場合においても近隣の家屋内における他人の睡眠を著しく妨げる騒音を発生してはならない。（指定地域の内外を問わず適用）	
拡声放送に関する規制 第五十九条	屋外に向け、又は屋外で営業宣伝を行う者について適用。（指定地域の内外を問わず適用） 1 禁止期間 5月～8月 午後9時～午前7時 その他の期間 午後8時～午前7時 2 継続時間 1時間につき45分を超えないこと（移動して行う場合を除く） 3 競合 50メートル以内の距離で異なる放送を同時に行わないこと 4 高さ制限 地上8メートル以上の高さから放送しないこと	
風俗営業等の営業者に関する規制 第六十条	風俗営業・興行場営業又は飲食店営業の営業者は、営業のため音響機器音を直接屋外に向けて発生してはならない。（指定地域の内外を問わず適用）	

※条例第 55～57、59、60 条の規定に違反する者があると認めるときは、当該違反行為の停止その他必要な措置を執るべきことを勧告することができる。勧告に従わないときは、違反行為の停止その他必要な措置を執るべきことを命じることができる。（条例第 61 条第 1 項、第 2 項）

(2) 音響機器音の規制基準（広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第14）

区域の区分		時間の区分	許容限度 (デシベル)	時間	区分	
種別	地域					
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びにこれらに相当する地域	昼間	50	5:00	朝	
		朝・夕	45	8:00		
		夜間	45	19:00	夜間	
第2種区域	(1)第1種区域のうち併用軌道の敷設のある道路の境界線から20メートル以内の地域 (2)近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域	昼間	65	23:00		夕
		朝・夕	55			
		夜間	50			
第3種区域	第2種区域(2)のうち併用軌道の敷設のある道路及び幅員11メートル以上の道路の境界線から20メートル以内の地域	昼間	75	5:00	夜間	
		朝・夕	65			
		夜間	60			

- 備考1 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いる。
- 2 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 3 拡声放送により営業宣伝を行う場合の音量の基準は、この表に定める音量に5デシベルを加えた音量とする。
- 4 騒音の測定場所は、音源からその周辺の建物（現に、人が起居し、または業務を行っているものに限る。）に至る最短距離の位置（移動して行う拡声放送にあっては、その音源から10メートルの位置）とする。
- 5 「これらに相当する地域」については、6-1騒音の規制基準の(1)の備考4(22ページ)と同様である。

(参考(1))

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）  
に基づく騒音・振動の規制（※県公安委員会が所管する法律）

（騒音及び振動の規制）  
第十五条 風俗営業者は、営業所周辺において、政令で定めるところにより、都道府県の条例で定める数値以上の騒音又は振動（人声その他その営業活動に伴う騒音又は振動に限る。）が生じないように、その営業を営まなければならない。

風俗営業者に対する騒音及び振動の規制

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第7条（昭和59年県条例第29号））

地 域	騒 音			振 動
	数 値			
	昼 間	夜 間	深 夜	
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用住居地域、第2種中高層住居専用住居地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域	50デシベル	45デシベル	45デシベル	55デシベル
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	65デシベル	55デシベル	50デシベル	
用途地域の指定のない地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル	

- 備考1 「昼間」とは、日出時から日没時まで、「夜間」は日没時から翌日の午前零時まで、「深夜」とは、午前零時から日出時までの時間をいう。
- 2 騒音測定—営業所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴感覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、5秒以内の一定時間間隔及び50個以上の測定値の5%時間率騒音レベルとする。
- 3 振動測定—営業所の境界線の外側で測定可能な直近の床又は地面（緩衝物がなく、表面が水平であり、かつ、堅い床又は地面に限る。）について、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用いて行う日本産業規格 Z8735 に定める振動レベルの測定方法とする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は日本産業規格 C1510 に定める動特性を用いることとし、振動レベルは5秒間隔及び100個の測定値又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の80%レンジの上端値とする。

(参考(2))

拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成5年県条例第2号)に基づく騒音の規制  
(※県公安委員会が所管する条例)

(拡声機による暴騒音の禁止)

第四条 何人も、拡声機を使用して、別表上欄に掲げる拡声機の使用方法の区分に応じ、それぞれ同表下欄に定める測定地点において測定したものとした場合における音量が八十五デシベルを超えることとなる音(以下「暴騒音」という。)を生じさせてはならない。

拡声機による暴騒音の禁止規定

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成5年県条例第2号))

拡声機の使用方法	測定地点	適用除外	規制基準
権原に基づき使用する敷地内における拡声機の使用	当該敷地の境界線の外であり、かつ、当該拡声機から10メートル以上離れた地点	1 公職選挙法(昭和25年法律第100号)の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のためにする拡声機の使用 2 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用	85 デシ ベル
権原に基づき使用する敷地内における拡声機の使用以外の拡声機の使用	当該拡声機から10メートル以上離れた地点	3 災害、事故等の警戒及び救助活動のためにする拡声機の使用 4 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校及び各種学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設の業務を行うためにする拡声機の使用 5 公共輸送機関の輸送業務を行うためにする拡声機の使用 6 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関し、緊急の広報活動のためにする拡声機の使用 7 祭礼、運動会その他の地域の行事を行うためにする拡声機の使用 8 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める拡声機の使用	

備考1 音量の測定は、計量法第71条の条件に適合した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、使用する騒音計の周波数補正回路はA特性の周波数補正回路を、動特性は速い動特性を用いるものとする。

2 音量は、騒音計の指示値の最大値によるものとする。

7-1 自動車騒音の要請限度（騒音規制法第17条、平成12年総理府令第15号）

（測定に基づく要請及び意見）

第十七条 市町村長は、第二十一条の二の測定を行った場合において、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

3 市町村長は、第一項の規定により要請する場合を除くほか、第二十一条の二の測定を行った場合において必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

区域の区分	要請限度（デシベル）	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
（特例） 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の場合 は道路の敷地境界線から15m、2車線を超える場合は 20mまでの範囲）	75	70

備考1 a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される区域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

2 幹線交通を担う道路：道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る）、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

3 騒音の測定場所は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物が存している場合、道路の敷地境界において行い、測定の高さは、原則として1.2mとする。

4 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち代表すると認められる3日間について行う。

5 騒音の評価方法は、等価騒音レベルによる。

6 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

区域の区分の定め（昭和48年県告示第171号）

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表の備考の規定に基づく区域の定め

区域の区分	区域の範囲
a 区域	別表第 1 の区域の区分が第 1 種区域及び第 2 種区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域
b 区域	別表第 1 の区域の区分が第 2 種区域（前項に規定する地域を除く。）に属する地域
c 区域	別表第 1 の区域の区分が第 3 種区域及び第 4 種区域に属する地域

## 7-2 道路交通振動の要請限度

（振動規制法第 16 条、同法施行規則別表第 2、昭和 53 年県告示第 58 号）

（測定に基づく要請）

第十六条 市町村長は、第十九条の測定を行った場合において、指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

3 道路管理者は、第一項の要請があつた場合において、道路交通振動の防止のため必要があると認めるときは、当該道路の部分の舗装、維持又は修繕の措置を執るものとする。

区域の区分	区域の範囲	時間の区分	要請限度 (デシベル)
第 1 種区域	特定工場等の騒音の指定地域の区分が第 1 種区域及び第 2 種区域に属する区域	昼 間	6 5
		夜 間	6 0
第 2 種区域	特定工場等の騒音の指定地域の区分が第 3 種区域及び第 4 種区域（工業専用地域を除く。）に属する区域	昼 間	7 0
		夜 間	6 5

時間	区 分
7:00	昼 間
19:00	
7:00	夜 間

備考 1 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

2 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。

3 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

### 第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- （注）1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。  
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域\*」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間\*については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
【備考】個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

\*「騒音に係る環境基準の改正について」（平成10年9月30日環大企257号環境庁大気保全課長通知）  
 「道路に面する地域」とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域のことである。

なお、道路交通騒音の影響が及ぶ範囲は、道路構造、沿道の立地状況等によって大きく異なるため、道路端からの距離によって一律に道路に面する地域の範囲を確定することは適当ではない。

「幹線交通を担う道路」

- (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）  
 (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

「幹線交通を担う道路に近接する空間」

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル  
 (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

- 2 1の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。
- (2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間帯を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

## 第2 達成期間等

- 1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。
- (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
- (2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
- ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。
- (3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては(2)を準用するものとする。
- 2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音がその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。
- 3 夜間の騒音レベルが73デシベルを超える住居等が在する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

## 第3 環境基準の適用除外について

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

### (参考) 騒音に係る環境基準の種類の指定

(平成11年県告示第149号、改正：平成24年3月30日県告示第317号)

昭和四十九年広島県告示第三百六十号(騒音に係る環境基準の種類の指定)の全部を次のように改正する。

騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)に規定する地域の類型を当てはめる地域及びその類型を次のとおり指定し、平成11年4月1日から施行する。

項	地域の区分	該当類型
1	昭和48年広島県告示第171号(騒音の規制に関する定め。以下「県告示」という。)別表第1の区域の区分が第1種区域及び第2種区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。)に属する地域	A
2	県告示別表第1の区域の区分が第2種区域(前項に規定する地域を除く)に属する地域	B
3	県告示別表第1の区域の区分が第3種区域及び第4種区域に属する地域	C

※平成24年4月1日改正施行

## 8-2 航空機騒音に係る環境基準について（抄）（昭和48年環境庁告示第154号）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

### 第1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値（単位 デシベル） $L_{den}$
I	57以下
II	62以下

（注） Iをあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

### 第2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。  
（表省略）

#### （参考）航空機騒音に係る環境基準の類型指定

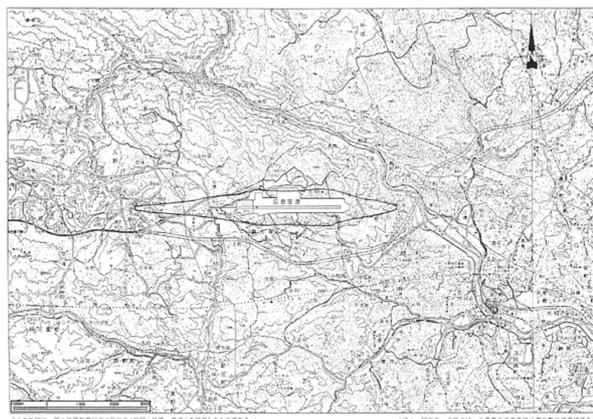
（昭和52年6月10日県告示第405号、最終改正：平成24年11月12日県告示第857号）

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項第二号ロの規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準について（昭和四十八年環境庁告示第百五十四号）に規定する地域の類型をあてはめる地域及びその類型を次のとおり指定する。

区分	地域の範囲	該当類型
広島空港	三原市本郷町及び東広島市河内町のうち、別図に示す太線で囲まれた地域のうち広島空港及び広島県立中央森林公園の区域を除く地域	II

附 則（平成24年11月12日告示第857号）

この告示は、平成24年11月15日から施行する。



### 8-3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(抄) (昭和50年環境庁告示第46号)

公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、新幹線鉄道騒音に係る基準について次のとおり告示する。

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい新幹線鉄道騒音に係る基準(以下「環境基準」という。)及びその達成目標期間等は、次のとおりとする。

#### 第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

(注) Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

#### 第2 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

なお、環境基準の達成努力にもかかわらず、達成目標期間内にその達成ができなかった区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。

新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間			
		既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間	
a	80 デシベル以上の区域	3年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに	
b	75 デシベルを超え80 デシベル未満の区域	イ	7年以内		開業時から3年以内
		ロ	10年以内		
c	70 デシベルを超え75 デシベル以下の区域	10年以内	開業時から5年以内		

備考1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

### 9-1 騒音の大きさの例

騒音レベル (単位 d B)	騒音の大きさの例
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛（前方2m）、リベット打ち
100	電車が通るときのガードの下
90	大声による独唱、騒々しい工場の中
80	地下鉄の車内、ピアノの演奏（前方1m）
70	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音（前方1m）

※デシベルとは、音の大きさの単位で、物理的な音の強さ（音圧レベル）に人の聴感に合わせて周波数補正を加味したもの。

資料：（財）日本環境協会

### 9-2 振動の影響例（気象庁震度階級と振動レベルとの比較）

階級	振動レベル (単位 d B)	人間の感覚	屋内の状況
0	55以下	人は揺れを感じない。	
1	55～65	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。	
2	65～75	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
3	75～85	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。
4	85～95	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。
5弱	95～105	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。
5強		非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。
6弱	105～110	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。
6強		立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。
7	110以上	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。

※デシベルとは、振動の大きさの単位で、物理的な振動の強さ（振動加速度レベル）に人の体感に合わせて周波数補正を加味したもの。

※震度階級とは、揺れの強さの程度を数値化した計測震度から換算したもの。

資料：気象庁、環境省

10 騒音・振動規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）に  
基づく届出窓口一覧

（令和6年4月1日現在）

対象地域	届出窓口	郵便番号	住所	電話番号
広島市	広島市 環境保全課	730-8586	広島市中区国泰寺町 1-6-34	082-504-2187
呉市	呉市 環境試験センター	737-0023	呉市青山町 5-3	0823-25-3551
竹原市	竹原市 地域づくり課	725-8666	竹原市中央 5-1-35	0846-22-2279
三原市	三原市 生活環境課	723-8601	三原市港町 3-5-1	0848-67-6168
尾道市	尾道市 環境政策課	722-8501	尾道市久保 1-15-1	0848-38-9434
福山市	福山市 環境保全課	720-8501	福山市東桜町 3-5	084-928-1072
府中市	府中市 環境整備課	726-0002	府中市鶴飼町 74-2	0847-43-7237
三次市	三次市 環境政策課	728-8501	三次市十日市中 2-8-1	0824-62-6136
庄原市	庄原市 環境政策課	727-8501	庄原市中本町 1-10-1	0824-72-1398
大竹市	大竹市 環境整備課	739-0692	大竹市小方 1-11-1	0827-59-2154
東広島市	東広島市 環境先進都市推進課	739-8601	東広島市西条栄町 8-29	082-420-0928
廿日市市	廿日市市 ゼロカーボン推進課	738-8501	廿日市市下平良 1-11-1	0829-30-9224
安芸高田市	安芸高田市 社会環境課	731-0592	安芸高田市吉田町吉田 791	0826-42-1126
江田島市	江田島市 地域支援課	737-2297	江田島市大柿町大原 505	0823-43-1637
府中町	府中町 環境課	735-8686	安芸郡府中町大通 3-5-1	082-286-3242
海田町	海田町 地域みらい課	736-8601	安芸郡海田町南昭和町 14-17	082-823-9219
熊野町	熊野町 生活環境課	731-4292	安芸郡熊野町中溝 1-1-1	082-820-5606
坂町	坂町 環境防災課	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1	082-820-1506
安芸太田町	安芸太田町 住民課	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1	0826-28-2116
北広島町	北広島町 環境生活課	731-1595	山県郡北広島町有田 1234	0826-72-7365
大崎上島町	大崎上島町 保健衛生課	725-0401	豊田郡大崎上島町木江 4968	0846-62-0303
世羅町	世羅町 町民課	722-1192	世羅郡世羅町大字西上原 123-1	0847-22-4513
神石高原町	神石高原町 健康衛生課	720-1522	神石郡神石高原町小島 1701	0847-89-3336

※届出に関する御相談等は、対象となる市町の担当課へお問い合わせください。

作成：広島県環境県民局環境保全課  
〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号  
電話 082-513-2917 (直通) FAX 082-227-4815  
E-mail kanhozen@pref.hiroshima.lg.jp  
(エコひろしま HP) <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>